

ビタミンM NO.57

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成29年2月号)

<今月のトピックス>

- ・介護休業給付の分割受給が可能に
- ・4月納付分から引き上げが見込まれる協会けんぽの介護保険料率
- ・平均賃金の算出方法について

介護休業給付の分割受給が可能に

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成29年1月1日に改正育児・介護休業法が施行され、これまで介護を必要とする家族(対象家族)1人につき1回のみの取得となっていた介護休業が、対象家族1人につき3回まで分割取得できるようになりました。この改正にあわせて、介護休業を取得し一定の要件を満たした場合に、雇用保険の被保険者に対し支給される介護休業給付についても改正が行われ、対象家族1人につき93日を限度として3回まで分割受給ができることになりました。

4月納付分から引き上げが見込まれる協会けんぽの介護保険料率

昨年末に開催された「全国健康保険協会運営委員会」で、介護保険料率の引き上げが議論として取り上げられました。これによると、平成29年度の介護保険料率は、4月納付分から1.58%から1.65%への引き上げが見込まれます。

	現行 (平成29年2月分まで)	変更後 (平成29年3月分から)
介護保険料率	1.58%	1.65%

この引上げが決定した場合の保険料負担は、被保険者1人あたり月額246円、年額2,950円の増加となります(※)

【年額】 2,950円 (66,586円 → 69,536円) の負担増

【月額】 246円 (5,549円 → 5,795円) の負担増

※標準報酬月額を312,333円、賞与月額を年1.493月とした場合の負担を算出したものです。

平均賃金の算出方法について

平均賃金と良く聞のですが、内容等を詳しく教えてくださいませんか？



平均賃金とは、労働基準法等で定められる手当や補償等を算定するときの基準となる金額のことを言い、次のような手当等を支給するときに平均賃金の計算が行われます。

- ・職員を解雇する場合、解雇予告に代わり解雇予告手当を支給するとき
- ・使用者の都合により、休業させる場合に支給する休業手当を計算するとき
- ・年次有給休暇取得日に平均賃金で支給するとき
- ・職員が業務上負傷し、または疾病にかかり、また死亡した場合の災害補償を支給するとき
- ・減給制裁の制限額を算出するとき



なるほど。平均賃金はどのようにして計算するのですか？



該当する事由の発生した日以前3ヶ月間に、職員に支払われた賃金総額を、その期間の総日数(暦日数)で除して算出します。なお、賃金が時給・日給・出来高給で決められ労働日数が少ない場合は、上記の計算式と比べ、同じく賃金総額を労働日数で除した6割に当たる額が高い場合はその額を適用します。



また賃金総額から控除されるものとして、

- ・結婚手当や見舞金等の臨時に支給された賃金
- ・賞与等の3ヶ月を超える期間毎に支給される賃金
- ・労働協約等で定められていない現物給与があります。



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kor@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士 岩田健
執筆担当者：社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kor@nkgr.co.jp

作成日: H29.1.19
NK-GROUP